

100万円 薬事・開発コンサルティングパッケージサービス利用申込書

株式会社コーブリッジ御中

申込日 20 年 月 日

100万円 薬事・開発コンサルティングパッケージサービス(以下、「本サービス」という。)について、サービス利用規約及び貴社の各規定に同意の上、下記の通り申し込みます。

1. 申込者情報

法人名	フリガナ	お届印	
代表者名	フリガナ		
住所	〒 - 都道府県		
電話番号		FAX番号	
E-mail	@		

2. 申込みユニット数 および 金額

ユニット数	ユニット	金額	円
-------	------	----	---

3. 振込日

振込日	20 年 月 日
-----	----------

4. 振込先

金融機関	: リそな銀行 本郷支店
口座名	: 株式会社コーブリッジ
口座番号	: 普通 1298768

株式会社コーブリッジ記載欄

1. 入金確認

入金日	20 年 月 日
-----	----------

2. 有効期間

20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 まで(最長有効期間)

株式会社コーブリッジは、本サービスの申込みを承諾致しましたので、お申込者に対し
20 年 月 日から、本サービスのご提供開始が可能です。

100 万円 薬事・開発コンサルティングパッケージサービス 利用規約

本利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社コーブリッジ(以下「弊社」という)が提供する医療関連ベンチャー企業の支援に係わる「100 万円 薬事・開発コンサルティングパッケージサービス」(以下、「本サービス」という)のご利用に関する決まりを定めるものです。

第1条: 本規約の適用

本規約は、弊社と本サービスをご利用される法人(以下、「お客様」という)との間における、医薬品及び医療機器の薬事・開発コンサルティングサービスの利用に係わる一切の關係に適用されます。

第2条: 本サービスの概要

本サービスは、医療関連ベンチャー企業のお客様の医薬品及び医療機器に係わる薬事または開発段階からの様々なニーズに合わせて、有償のコンサルティングサービスを弊社が提供するものです。1 ユニット当たり、金 100 万円(消費税込)を本サービス利用契約時に全額お支払い頂くことにより、割安な価格で薬事・開発コンサルティングサービスをご提供致します。

第3条: 本サービス内容及び範囲

弊社は、お客様のご依頼に基づき、医薬品及び医療機器に関する薬事的・科学的知見に基づくコンサルティングサービスを提供致します。コンサルティングには、以下のサービス内容が含まれます。

1. 面談、レポート、電話、e-mail 等によるコンサルティング
2. 規制当局または第三者認証機関等に関わる資料(案)作成サービス
3. その他、上記に係わるサービス全般

第4条: 本サービス利用の申込

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、事前に弊社所定の「100 万円 薬事・開発コンサルティングパッケージサービス利用申込書」(以下、「申込書」という)及び利用規約をご請求頂きます。
2. 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約を承諾のうえ、弊社所定の申込書を弊社に提出し利用を申し込むものとします。

第5条: 本サービス利用契約の成立

1. 本サービスの利用契約は、前条第 2 項の申込書が弊社に到達し、所定の手続完了後に弊社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の承諾は、本サービス利用契約の成立後に弊社から書面にてお客様に通知致します。

第6条: 本サービス利用契約申込の承諾の拒否および取り消し

弊社はおお客様による本サービス申し込みに虚偽があることが判明した場合、本サービスの申し込み

みを承諾しないことがあります。また、承諾後であってもこれらの承諾の取り消しを行うことがあります。お客様は、あらかじめこれを承諾します。

入金後または弊社が本サービス提供後に承諾の拒否および取り消しの必要が判明した場合、お客様の指定した銀行口座に、承諾の拒否および取り消しの必要が判明した日から1ヶ月以内に残金を振込むものとします。なお、残金に利息は付かないものとし、振込の際に発生する振込手数料はお客様にご負担頂きます。

第7条: 本サービスを利用できる者

本サービスの利用について、お客様は、その法人の役員並びに従業員が利用することができます。

第8条: 本サービスの依頼及びご提供方法

1. お客様が具体的な内容のコンサルティングを依頼する場合、弊社宛に電話、e-mail もしくはFAX等にて、コンサルティングの依頼内容についてご連絡頂きます。
2. ご依頼内容により担当者からお客様宛にご連絡し、サービス内容、サービスのご提供方法(面談、レポート、e-mail または成果物提出)等を確認致します。
3. お客様と合意した期日までに結果について合意した方法により弊社担当者からご連絡致します。

第9条: 情報・資料の開示並びに返還

1. お客様は、弊社が本サービスを遂行するために必要な情報・資料を弊社に開示するものとします。なお、お客様が弊社に情報・資料を開示しなかったことにより生じた結果については、弊社は、一切責任を負いません。
2. 弊社は、お客様から情報・資料の返還の指示を受けた場合又は第14条に規定する本サービス利用期間終了後、お客様と協議のうえ、速やかに返還可能な情報・資料をすべてお客様に返還します。ただし、本サービス終了後、5年を経過した後までにお客様から弊社に対して返還の指示がない場合には、弊社は、第11条に規定した機密情報を裁断・破壊等の方法により廃棄することができます。
3. 前号にかかわらず、弊社が、お客様の機密情報をもとに作成したコンサルティングレポート、申請資料案等(以下、総称して「成果物」という)について、弊社は、お客様の機密情報と同じ注意・管理のもとに業務実績として成果物一式を保管します。

第10条: 成果物の帰属・取扱い

1. 本サービスにより得られた成果物の所有権は、お客様に帰属します。ただし、本サービスの内容において、弊社が本サービスのご提供以前から保有していた技術・知識に基づく事項であり、かつお客様のみにも帰属するのが妥当でない事項についてはこの限りではありません。
2. 弊社がお客様に納品した成果物にお客様またはお客様が依頼した他の第三者が加工を施した場合に発生する結果、影響等については、弊社は、一切その責任を負いません。

第 11 条： 機密保持

1. 弊社は、本サービス利用において口頭、書面、その他の記録媒体を問わず、お客様から開示を受けた情報・資料、本サービスの目的、内容並びに弊社が本サービスご提供により得た知見、資料については、一切これらの機密を保持し、第三者に漏洩しないものとし、かつこれらを本サービス以外の目的に使用しないものとします。ただし、弊社の本サービス遂行に必要な限度において、自己の関係役員・従業員及び顧問に開示することができます。この場合、これらの者に対して、本利用契約において自らが負うと同様の機密保持義務を課します。
2. お客様は、本サービス利用において口頭、書面、その他の記録媒体を問わず、弊社より開示を受けた弊社の機密情報については、一切これらの機密を保持し、第三者に漏洩しないものとします。
3. 第1項及び第2項の規定は、以下の各号に該当するものに関しては適用されません。
 - (1) お客様又は弊社が相手方から知得する以前に既に知っていたことを文書で証明できるもの。
 - (2) お客様又は弊社が相手方から知得する以前に公知であるか、その後公知となったものであることを文書で証明できるもの。
 - (3) お客様又は弊社が相手方から知得した後に正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を課せられることなく知得したもの。
 - (4) お客様又は弊社が相手方から文書により開示の承諾を得たもの。
 - (5) 法令、行政官庁又は裁判所等の公的機関により情報の開示を請求された場合で、かつ当該開示請求につき速やかに弊社に通知したものの。

第 12 条： 本サービスの利用料金及び支払方法

1. 本サービスの利用料金：
 - 1 ユニット当たり 金 1,000,000 円(消費税込)一度に複数ユニットの申込みが可能です。
2. 1 ユニットの内訳
 - 1 ユニットは、50 サブユニットが含まれるものとします。サブユニットは以下のようにカウントされます。
 - (1) 薬事コンサルティングサービス
 - 1 サブユニット： 1 時間／コンサルタント(ただし 1 回当たり最低 0.25 サブユニットが使用されません)
 - (2) コンサルタント移動費用(東京 23 区を除く)
 - 0.5 サブユニット／時間／コンサルタント
3. 弊社は、本サービスの実施内容、使用したサブユニット数、残金を毎月末日締めとし、サービス実施報告書にまとめ、翌月 10 日までにお客様に報告致します。
4. 支払方法については、本サービス申込書に記載の振込日までに、弊社が指定する銀行口座にお振込下さい。その際に発生する振込手数料はお客様にご負担頂きます。

第 13 条: 本サービス遂行に関わる経費の取扱い

弊社が本サービスを遂行するために以下のことが発生した場合、本サービス利用料金とは別に取り扱うものとします。弊社は、経費について毎月末日締めとし報告するとともに、お客様は、請求書発行日から 30 日以内に弊社が指定する銀行口座にお振込下さい。その際に発生する振込手数料はお客様にご負担頂きます。

1. 出張が発生した場合の出張費用

- (1) 宿泊を伴う出張手当(国内) 金 30,000 円/泊/コンサルタント
- (2) 日帰り日当 金 5,000 円/日/コンサルタント
- (3) 交通費及び宿泊費については、実費(但し、基準地は乙の事業所所在地とする)をご請求致します。

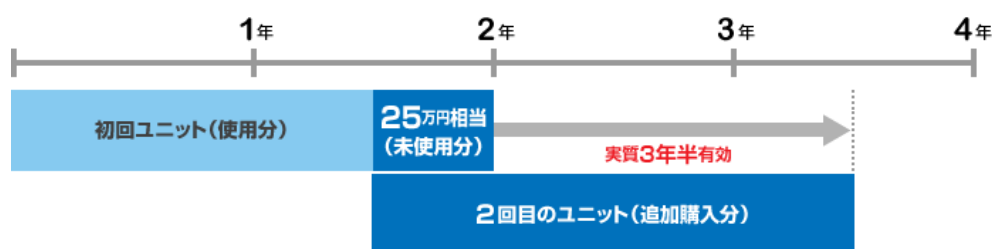
2. お客様が必要と事前に認めた文献検索及び複写入手料金が発生した場合

第 14 条: 本サービスの利用期間

1 ユニットは、50 サブユニットを全て使い終わるまで、又は、最長 2 年間の期間が終了するまで有効です。2 年間の有効期間内に全てのサブユニットを使い終わらない場合は、残サブユニットは消滅します。ただし、有効期間内に新規ユニットの申し込みを行い、弊社が承諾した場合、残サブユニットは新規ユニットの 2 年間の有効期間終了時まで有効期間が延長されます。

例)

下記の図の例では、1 初回ユニットを申込み、1 年半経過時点で 12.5 サブユニット(250,000 円相当)が未使用分として残っています。この時点で 2 回目のユニットを申し込む(購入すると、残っていた 12.5 サブユニットについては、実質 3 年半有効となります。



第 15 条: 不可抗力

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、お客様へ通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。本サービスの再開については、別途お客様と協議するものとします。

1. 戦争、暴動、テロ、騒乱等により本サービスを提供できなくなった場合
2. 火災、大規模停電等により本サービスを提供できなくなった場合
3. 地震、津波、洪水等の天災地変等により本サービスを提供できなくなった場合
4. 広域に及ぶ疫病の発生により本サービスを提供できなくなった場合
5. 法令の改廃その他弊社による制御が不可能な事象により本サービスを提供できなくなった場合

第 16 条： 免責事項

弊社がお客様にご提供する本サービス結果は、本サービスをご提供時の薬事法に基づく見解です。その後の薬事法、関連規則の改廃、変更による本サービスの結果について一切責任を負わないものとします。

第 17 条： 責任制限

薬事関連サービスの結果は、開発医薬品または開発医療機器のデータ等に依存するものであり、本利用契約において、規制当局の承認または第三者認証機関の認証取得を弊社が保証するものではありません。従って、弊社は本利用契約において、専門的知識及び経験等を用いてサービスを遂行することを保証しますが、市販可能性、特定の目的に対する適合性等を一切保証しません。弊社は、お客様が被った損害については、一切責任を負わないものとします。

第 18 条： 本サービス利用契約の解約

1. お客様は、本サービスの利用契約の解約を希望する場合、弊社に 30 日前までに書面にて届出るものとします。解約の効力は、弊社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、既にお支払い頂いた利用料金の払い戻しは一切行いません。
2. 第 13 条に規定した経費の支払いが期日までになされない場合、30 日の期間をもってお客様に催告し、なお支払いがなされないときは、本サービスの利用契約を解約するものとします。この場合、既にお支払い頂いた利用料金の払い戻しは一切行いません。
3. 本サービスご利用期間中であっても、弊社は、お客様に対し 30 日前までの書面による予告をもって本サービス利用契約を解約することができます。これに基づき本サービス利用契約を解約する場合、弊社は、お客様に残ユニット相当分の金額から第 13 条に規定の経費を差し引いた残金を、解約日から 1 ヶ月以内に申込書に記載のお客様の口座に振込むものとします。ただし、残金に利息は付かないものとします。

第 19 条： 権利義務の譲渡の禁止

お客様は本サービスの利用契約の係わる契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 20 条： 合意管轄

本利用契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。